

特定地域型保育事業 認可審査

施設名：めばえ保育園
 代表者名：徳光昭子
 事業種別：小規模保育事業 B型
 所在地：秋田市八橋本町6丁目11-13
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目 (具体的な内容)	評価	特記事項
1 設備の基準		
(1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条) 乳児室又はほふく室、保育室、調理設備、沐浴室、調乳室、便所および屋外遊技場が設けられているか。 屋外遊技場は保育所付近にある公園等でも差しつかえない。	◎・否	沐浴室は、年度内に整備予定。(見積書徴収済) 屋外遊技場は、近隣の公園を利用。
(2) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室および屋外遊技場は必要な面積を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条) 乳児室又はほふく室 1人あたり3.3㎡以上 保育室又は遊戯室は2歳以上児 1人あたり1.98㎡以上 屋外遊技場は2歳以上児 1人あたり3.3㎡以上	◎・否	乳児室：1人あたり3.62㎡ ほふく室：1人あたり3.31㎡ 保育室：1人あたり2.53㎡ 屋外遊技場：1人あたり37㎡
(3) 保育室又は遊戯室には必要な用具が備えられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条及び第33条) 例：児童用椅子 机、手押し車、歩行器、絵本等。	◎・否	児童用椅子 机、手押し車、絵本、楽器、積み木等が備え付けられている。
2 職員		
(1) 保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条) 0歳児 3:1、1、2歳児 6:1のほか、プラス1名が必要数。このうち、1/2以上が保育士であること。	◎・否	0歳児：3名 保育士：1名 1歳児：8名 保育士：2名 2歳児：8名 保育士：2名 上記に1名を加えた6名が必要なところ7名が配置されて、うち5名が有資格者。
(2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条) 保育従事者、嘱託医および調理員が配置されているか。	◎・否	保育従事者：7名 調理員：1名 嘱託医：1名
3 事業者の状況		
(1) 児童福祉法第34条の15第3項に規定する要件を満たしているか。 経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているか。	◎・否	昭和60年から同園を運営しており代表者として適切である。
(2) 事業開始に必要な資金は確保されているか。 施設型給付費のおおむね1ヶ月分の資金があるか。	◎・否	必要資金：1,666千円以上 (年間給付費の1/12) 1,725千円の資金を有している。
4 土地・建物の状況		
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。	◎・否	平成27年4月から20年間の賃貸借契約が締結され、また、賃料は適正な額である。
5 連携施設		
(1) 事業に必要な連携施設は確保されているか。 連携先、内容、受入枠は適切か。	◎・否	山王幼稚園と協定締結済み。
6 保育時間		
(1) 保育時間は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条) 通常の保育は原則8時間。保護者の労働時間や家庭の事情等を考慮し、事業を行う者がこれを決定する。	◎・否	保育時間は確保されている。 (開所時間) 平日：7時～19時 土曜日：7時～18時半

7 保育の内容		
(1) 保育の内容は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条) 厚生労働省が定める保育指針等に基づいているか。	適・否	保育指針に基づいた年間指導計画を作成し保育を行っている。
8 保護者との連絡		
(1) 保護者と密接な連絡を取り 保育の内容等について、理解および協力を得るよう努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第27条) 毎日連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園だより 献立等を掲示、配付等しているか。	適・否	連絡帳、園だより 献立の掲示等適切に行われている。
9 衛生管理等		
(1) 設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条)	適・否	衛生管理に努めている。
(2) 感染症が発生又はまん延しないよう衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 感染症対策マニュアルは整備しているか。トイレ等で共用タオルを使用していないか。	適・否	マニュアルは3月までに整備予定。 トイレはペーパータオルを使用している。
(3) 必要な医薬品を備え付け、管理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 応急処置用の医薬品は備え付けているか。 やむを得ずと薬する場合は、必ず保護者から依頼を受けて行っているか。	適・否	医薬品を常備し、与薬依頼票も作成済みである。
10 食事		
(1) 調理室内で調理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	適・否	調理員を配置し自園調理をしている。
(2) 児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	適・否	公立保育所の献立を参考に作成予定。
(3) 入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	適・否	現在、アレルギー児は入所していないが、厚労省で定める「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」により対応することとしている。
(4) 調理は献立に基づいているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	適・否	毎月作成し、園内に掲示している。
11 健康管理		
(1) 入所児童の健康診断を年2回行っているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	適・否	嘱託医により年2回実施している。
(2) 調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	適・否	毎月実施している。
12 定員		
(1) 定員は6人以上19人以下であるか。 児童福祉法第6条の第10項)	適・否	19人で、基準の範囲内である。